



(地域振興課)

**やおつまるごと宝島!**

**やおっちふるさと応援券をお届けします**

町では、11月上旬から、町内のみで使用できる「やおつまるごと宝島 やおっちふるさと応援券」を町内すべての方にお届けします。

この応援券は、新型コロナウイルス感染症流行による消費に与える影響を緩和し、地域における消費の喚起・下支えを図り、地域経済の振興を目的としています。

○応援券 町民1人あたり3,000円(額面500円券6枚綴り)

※町内の登録店のみで使用できます

○対象者 11月1日現在、住民基本台帳に登録されている全ての方

○お届け方法 11月初旬に簡易書留郵便物により各世帯にお届けします。

※世帯人数分を世帯主へ送付します。

※受け取りには、サインまたは捺印が必要です。不在の場合は、ポストに不在票が入りますので、保管期間内に郵便局でお受け取りください。

○利用期間 お手元に届いてから令和3年1月31日(日)まで

※取扱店には右のポスターが掲示されています。(実物は緑色と赤色が基調のポスターです。)

※期間終了後は利用できません。ご注意ください。



## 応援券の登録店募集中!

「やおつまるごと宝島 やおっちふるさと応援券」が使用できる登録店を募集しています。ご希望の方はお気軽にお問い合わせください。

○募集期間 10月23日(金)まで

○申込方法 役場 地域振興課または八百津町商工会で受付しています。また、申請書は町ホームページからダウンロードできます。

○その他 前回の「やおっちふるさと応援券」の登録店は、申請がなくても、引き続き登録店とさせていただきます。

お問い合わせ先

○地域振興課

商工振興係

☎43-2111

(内線2255)

○八百津町商工会

☎43-0266

## 感染防止対策実施の事業者対象

### 新型コロナウイルス感染症対策費補助金

町では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策などを実施する町内事業者に対し、感染症拡大防止対策経費の一部を補助します。この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るとともに、事業者の経営支援に資することを目的としています。

○対象事業者 次の①～③の条件をすべて満たす事業者が対象となります。

①八百津町内に店舗・事業所があること

(飲食、小売、製造、宿泊、福祉・医療、理美容、事務所、学習塾、各種教室 など)

②次に掲げる感染症拡大防止対策を実施した事業者

(1) 容器、割り箸、おしぼり、その他飲食物の持ち帰りに要する物品の購入

(2) のぼり、チラシ、ホームページなどによる飲食物の持ち帰りに関する広告作成

(3) 事業所における離隔確保のためのつい立、床サインなどの設置

(4) 換気設備(厨房用のものを除く)の新設または増設

(5) 消毒液、ビニール手袋、体温計、その他の衛生用品の購入

(マスクは対象外)

(6) その他町長が認めるもの

③八百津町税などの滞納がないこと(納税猶予の措置がなされている場合を除く)

○対象期間 令和2年4月1日から令和2年12月31日まで

※期間中に支払いが完了しているものに限りです。

○補助金額 期間内に支払を完了した補助対象事業に要した経費(消費税および地方消費税の額を含み千円以上の経費)の額。ただし、限度額は1事業所あたり5万円とし、他の補助制度などにより助成を受けた額を除きます。

○申請方法 下記の補助金交付申請書兼請求書に、添付書類を添えて、令和3年3月1日(月)までに役場 地域振興課または各出張所へご提出ください。

#### 【交付申請書兼請求書】

役場地域振興課・各出張所・商工会にあります。または町ホームページからダウンロードできます。(八百津町新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付申請書兼請求書)

#### 【添付書類】

①新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策に係る物品もしくは設備の品名(規格)と、購入日もしくは施工日が記載された、領収書の写しまたは支払証拠書類

②取付状況写真・作成チラシの写しなど

③その他申請内容等確認のため別途書類を求める場合があります。

○その他 新型コロナウイルス感染防止ステッカーの申請がお済みでない方は、ぜひ併せてお申し込みください。

お問い合わせ先

地域振興課

商工振興係

☎43-2111

(内線2255)

(地域振興課)

## 八百津町中小企業および小規模企業 雇用調整助成事業費補助金のご案内

町では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業などにより、従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金などに町独自の上乗せ補助を行います。

○対象事業者 下記の条件をすべて満たす事業者が対象となります。

- ①中小企業者または小規模事業者で、町内に事業所があること
- ②国の雇用調整助成金など(緊急雇用安定助成金を含む)で、労働局長の支給決定を受けており、かつ5分の4の助成率が適用される事業主であること。
- ③八百津町税などの滞納がないこと(納税猶予の措置がなされている場合を除く)

○対象期間 補助金の交付対象期間は、下記のとおり国が定める緊急対応期間とします。

【令和2年4月1日～令和2年12月31日】

○補助額 国の雇用調整助成金等支給決定額(教育訓練加算金を除く)に5分の1を乗じて得た額(1円未満切り捨て)とします。ただし国の雇用調整助成金などの支給決定額と補助金を合わせた上限額は、雇用調整助成金等の対象労働者1人あたりの日額15,000円までとなります。

○補助限度額 1事業者50万円までとします。

○申請方法 下記の補助金交付申請書に添付書類を添えて、令和3年3月1日(月)までに、役場 地域振興課へご提出ください。

【交付申請書】

役場地域振興課にあります。また、町ホームページからダウンロードできます。(八百津町中小企業及び小規模企業雇用調整助成事業費補助金交付申請書)

【添付書類】

- ①雇用調整助成金などの支給決定通知書の写し
- ②雇用調整助成金などにかかる国への提出書類の写し
- ③その他申請内容等確認のため別途書類を求める場合があります。

お問い合わせ先  
地域振興課  
商工振興係  
☎43-2111  
(内線2255)

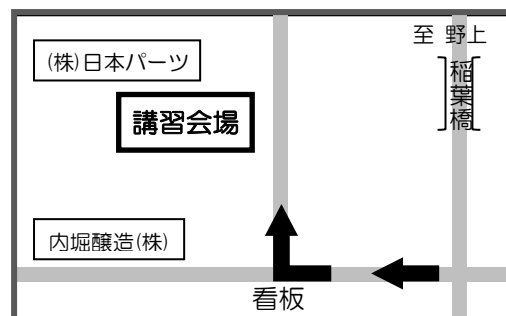
(農林課)

## 新たに栗の栽培・出荷を始める方対象 栗の講習会を開催します

栗は生産コストが低く省力的な作物で、主な作業は整枝剪定と収穫です。品種を組み合わせることで、8月下旬から10月中旬まで収穫・出荷ができます。

需要は年々伸びており、町の推進品目の1つとして、栽培がすすめられています。多くの方に、栗の出荷販売に取り組んでいただけるよう、新規栽培者向けの講習会を開催します。

- と き 11月6日(金)午前10時から正午  
※雨天決行(雨天の場合、実演は中止)
- と ころ 伊岐津志地内 (株)日本パーツ製作所付近  
※研修会場以外への立ち入りは、周辺住民の方のご迷惑となりますので、ご配慮ください。
- 対 象 者 次のすべての条件を満たす方
- ・町内に在住または農地を所有していること
  - ・新たに栗を栽培し、10本以上植えようと考えている、または植えたばかりであること
  - ・現在栗を出荷販売していないこと
  - ・今後5年以内に和菓子店やJAに出荷販売を考えていること
  - ・これまで栗栽培講習会に参加していないこと
- 内 容 出荷販売を目的とした農地の選定方法、収穫までの栽培方法(苗木の植え方実演)など  
講師:可茂農林事務所農業普及課 職員  
【当日の流れ】
- ①年間作業の概要説明
  - ②品種の選び方について
  - ③開園と植栽方法について(実演)
  - ④栗の経営モデル指標の説明
- 持 ち 物 マスク、筆記用具、長靴など汚れてもいい靴
- 申込方法 11月5日(木)までに、右記へ電話でお申し込みください。



### 【新型コロナウイルス感染症対策 ご協力をお願い】

説明会会場では、新型コロナウイルス感染症対策として、以下のことを実施させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

- ①参加者名簿への氏名・年齢・住所・電話番号の記入および検温・体調確認をさせていただきます。
- ②参加時のマスク着用、入口でのアルコール消毒にご協力ください。
- ③他の人との距離を2メートル以上取って受講してください。
- ④体調のすぐれない方、37.5度以上の発熱のある方は、参加を控えてください。

お申し込み・

お問い合わせ先  
農林課 農業振興係  
☎43-2111  
(内線2333)